

本ガイドラインは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項に定める随意契約事務の公正性、経済性を確保するために、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断する指針とするため、作成したものである。

各所管課においては、本ガイドラインに基づき随意契約を採用することとした場合は、根拠条文（施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号まで）を採用した理由、業者を選定した理由を明確に整理、記録しておくものとする。

1 第 1 号の規定による場合

予定価格（設計金額又は予算額）が、高石市契約規則（平成 7 年規則第 3 号）第 34 条に定める金額の範囲内の契約をするとき。この場合、なるべく 2 以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、その内容が、1 者からの見積書のみで処理できると客観的に判断できるものを除く。

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 2,000,000 円 |
| ・印刷製本、建築物等の修繕を含む。 | |
| (2) 財産の買入れ | 1,500,000 円 |
| ・地上権、特許権等の無体財産を含む。 | |
| (3) 物件の借入れ | 800,000 円 |
| ・金額は、年額又は総額による。 | |
| (4) 財産の売払い | 500,000 円 |
| ・地上権、特許権等の無体財産を含む。 | |
| (5) 物件の貸付け | 300,000 円 |
| ・金額は、年額又は総額による。 | |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 1,000,000 円 |
| ・物品の修繕、委託業務、役務の提供等をいう。 | |

注 1) 単価契約については、総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されるものについては、その予定総支出額による。

注 2) 第 2 号から第 9 号までのいずれかと随意の理由が重複した場合には、第 1 号を優先適用とする。

2 第 2 号の規定による場合

その性質又は目的が競争入札に適しない場合

- (1) 特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない契約をするとき。

〔例〕

ア 特定の者だけしか持っていない物品を購入するとき。

イ 不代替物であり又は用途が一定しており、それ以外の目的に使用することができないなど、特別な目的があるため購入先が特定されるとき。

ウ 特定の技術者でなければ製造できない物品を購入し又は製造注文するとき。

- エ 特殊工法等の新開発工法を用いる必要がある工事を施工するとき。
 - オ 文化財その他極めて特殊な建築物であるため施工者が特定される工事を施工するとき。
 - カ 法令等の規定に基づき施工者が特定される工事を施工するとき。
 - キ 新聞、雑誌等への公告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託するとき。
 - ク 既存の情報システム、施設、設備等を設計又は製作したものしかできない、改造、改良、保守、点検、修繕等を実施するとき。
 - ケ 入札準備のため暫定期間として前契約の相手方と契約するとき。
(前契約と同様の契約内容で業務が開始されるものについて、新たに入札で決定した業者と契約を締結するまで、前契約の相手方と前契約と同様の条件で契約できるものとする。)
- (2) 経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者と契約するとき。

〔例〕

- ア 特殊な技術、経験及び知識を必要とする研究調書の作成を委託するとき。
 - イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の工事を施工するとき。
 - ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等のように、特殊な技術、手法を用いる必要がある工事を施工するとき。
 - エ 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託するとき。
 - オ 補償・補填工事を補償調査を行った業者に施工させるとき。
 - カ 災害応急工事、未然防止工事を行った者に引き続き復旧本工事を行わせるとき。
- (3) 市場価格が一定している場合で競争に付す必要がない物品を購入するとき。
- (4) 国及び地方公共団体又は市が出資する法人と契約をするとき。

3 第3号の規定による場合

次に掲げる施設等から物品を買い入れる契約及び役務の提供を受ける契約をする場合

- (1) 次に掲げる障害者支援施設等において製作された物品を買い入れ及び役務の提供を受ける契約をするとき。
- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
 - イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条に規定する小規模作業所（障害者の地域における作業活動の場として、必要な費用の助成を受けている施設）
 - ウ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設
- (2) 次に掲げるものから役務の提供を受ける契約をするとき。
- ア 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条に規定するシルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する

母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（事業に使用される者が、主として同条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養するもの及び同条に規定する寡婦であるもの。）

4 第4号の規定による場合

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約をするとき。

（注）上記施設等から物品を買入れする契約及び役務の提供を受ける契約をするときは、高石市契約規則第34条の2の規定により、契約を締結する前にあっては契約の相手方の決定方法、契約の選定基準等を、契約をした後にあっては、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等を公表するものとする。

5 第5号の規定による場合

緊急の必要により競争入札に付することができない場合

- (1) 災害・事故の応急工事及び未然防止工事を施工するとき。
- (2) 災害時の緊急物資の購入をするとき。
- (3) 電気、機械設備等の故障に係る緊急復旧工事を施工するとき。

6 第6号の規定による場合

競争入札に付すことが不利と認められる場合

- (1) 現に契約履行中の施工業者に履行させたほうが、工期の短縮、経費の節減が確保できる等、有利と認められるとき。

〔例〕

ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事を施工するとき。

イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事を施工するとき。

ウ 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できる工事を施工するとき。

- (2) 他の公共団体等が発注し、現に施工中の工事と交錯する箇所の工事で、この工事を現に施工中の工事業者に行わせた場合には、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できるとき。

〔例〕

ア 鉄道工事と立体交差する道路工事等の交錯する箇所での工事を施工するとき。

イ 他の公共団体等が発注し、施工している流域下水道工事との一部重複又は交錯する下水道工事を施工するとき。

7 第7号の規定による場合

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資材等多量に所有するため、他の者に比べ著しく低価で契約できるとき。

- (2) 特定の施工者が開発し又は導入した資機材、作業設備新工法等を利用する方が著しく有利な価格で契約できるとき。

8 第8号の規定による場合

競争入札に付し入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合。

- (1) 一般競争入札の場合は参加者がなく、指名競争入札の場合は辞退等により、入札者がいないとき。
- (2) 再度の入札に付しても落札者がいないときで、これ以上入札を継続しても入札が成立することが期待できないとき。

これらの場合は、履行期限を除くほか、当初競争に付するときに定めた予定価格、品質等、契約の要素となっている事項を変更することができないものとする。

本号の規定に基づく見積書の金額が予定価格の制限の範囲内に達しない場合は、指名業者の変更又は仕様の変更を検討のうえ、再度、競争入札を行うものとする。

9 第9号の規定による場合

入札の結果、落札者があったにもかかわらず、その落札者が契約を締結しないとき。

「契約を締結しないとき」とは、契約の完全な成立（契約書の作成までをいう。）に必要な手続きをしないことをいう。この場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初競争に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

附 則

この改正ガイドラインは、平成20年3月1日から施行する。

附 則

改正後のガイドラインは、平成28年11月22日から施行する。

附 則

改正後のガイドラインは、令和2年6月23日から施行する。

附 則

改正後のガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。